

登録で安心
あなたを守る

登録型

本人通知制度

登録型本人通知制度とは？

法律に基づき戸籍や住民票を第三者に交付した場合に、事前に登録された方に対して、交付した事実を通知する制度です。この制度により委任状の偽造や不正な身元調査などを早期発見するとともに、個人におけるプライバシーの侵害に対し、抑制や防止を図ることを目的としています。

登録できる方

宇多津町に

- 1 住民票がある人
(または以前あった人)
- 2 本籍がある人
(または以前あった人)

申し込みに必要なもの

- 1 申込書(裏面)
- 2 本人確認書類
(マイナンバーカード、
運転免許証、パスポート等)
- 3 資格が確認できる書類
(法定代理人申請のみ)
※省略できる場合があります

登録期間

無期限(廃止申出まで)

登録料

無料



通知内容

- 1 交付年月日
- 2 交付した種類と枚数
- 3 請求者の種別(代理人、第三者等)

※請求理由等は通知ではお知らせできませんので、詳しく知りたい場合は、宇多津町個人情報保護条例により、個人情報開示請求を行う必要があります。

登録
・
問い合わせ先

場 所 / 宇多津町役場 住民生活課(本館1階)

日 時 / 平日 午前8時30分～午後5時15分
※水曜のみ午後7時まで

連絡先 / ☎ (0877) 49-8002

委任欄(登録型本人通知制度登録申請)

委任者(依頼する人)

氏 名

印

住 所

生 年 月 日

年 月 日

連 絡 先 () -

代理人(窓口にくる人)

氏 名

住 所

生 年 月 日

年 月 日

連 絡 先 () -

法定代理人以外の代理人が申請する場合に、委任者が全て自署・押印してください。